

# 栃木県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の概要

(計画策定年度：令和3(2021)年度、計画期間：令和3(2021)年度～12(2030)年度)

## 【計画策定の経緯】

県は、県内での適切な獣医療の提供を行うために、獣医療法の規定に基づき国が定めた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に沿って、「県計画」を定めることができる。

加えて、県計画を定めることにより、県内で診療施設を整備する際の融資や県内に就職する獣医学生へ修学資金を貸与する事業を利用することができる。

そこで、平成23年度に定めた「県計画」について、令和12年度を目標とする計画として見直し、策定することとした。

### 栃木県の現状

#### 産業動物・公務員分野

- ・ 県内の産業動物獣医師の高齢化及び診療地域の偏在化
- ・ 産業動物、公務員分野への獣医師確保が困難
- ・ 家畜の飼養衛生管理の向上と組織的な家畜防疫体制の強化が必要

#### 小動物分野

- ・ 愛玩動物看護師との連携や十分なインフォームドコンセントによる良質な獣医療の提供が必要
- ・ 診療現場への最新の診断、治療、予防技術の導入が必要

### 計画の概要

#### 継続して取り組む

- ・ 診療施設の効率的な利用
- ・ 産業動物獣医師、公務員獣医師の確保
- ・ 衛生検査機関との業務の連携強化
- ・ 豚熱等の発生に備えた危機管理体制の強化
- ・ 臨床研修・高度研修による知識・技術の習得
- ・ 予防衛生に基づく生産獣医療の提供

#### 新たに取り組む

- ・ 再任用獣医師の雇用対策
- ・ 民間獣医師の農場 HACCP、畜産 GAP 等の指導促進

## 【計画の内容】

### 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

#### 診療施設の整備に関する目標の基本的な考え方

- ・ 家畜保健衛生所（以下、家保）に整備されている高度な診療機器・検査機器等の有効活用
- ・ 民間検査施設等の利用により、診療施設の設定が過剰な投資とならないよう配慮

### 第2 獣医師の確保に関する目標

#### 獣医師（産業動物獣医師、公務員獣医師）の確保目標の基本的な考え方

- 産業動物獣医師
  - ・ 主に牛の飼養頭数見込み、診療実態及びアンケートの結果から必要な産業動物獣医師数を推定
- 公務員獣医師
  - ・ 定年退職者数分を確実に補充

### 産業動物獣医師確保目標

地域名	令和2年12月末日現在の獣医師数※1	令和12年度の獣医師確保目標※2	令和12年度の推定獣医師数	令和12年度までに確保すべき獣医師数
県央地域	53(60)	55(58)	32	23(14)
県南地域	30(22)	31(22)	18	13(7)
県北地域	60(91)	67(93)	41	26(19)
計	143(173)	153(173)	91	62(40)

※1の( )内の数値は平成22年12月の産業動物獣医師数

※2の( )内の数値は平成22年度に策定した平成32年(令和2年)度を目標とした数値

### 公務員獣医師確保目標

	令和2年12月現在の獣医師数	令和12年度確保目標	令和12年度推定獣医師数※1	令和12年度までに確保すべき獣医師数※2
県農政部	66	67	49	18[17]
県保健福祉部等	75	75	54	21[21]
合計	141	142	103	39[38]

[ ]内の数値は、令和2年度～令和11年度までの定年退職者数等(再任用職員退職含む)

※1 推定獣医師数=令和2年12月現在の獣医師数-令和2年度～11年度までの定年退職者数

※2 確保すべき獣医師数=令和12年度確保目標-令和12年度推定獣医師数

※1,2は、今後の定年引上げの影響により変動

### 獣医師確保対策

- ・インターンシップ、獣医大学訪問等による説明により産業動物・公務員分野への理解醸成と就業誘導
- ・産休・育休代替職員の確保等、獣医師が働きやすい職場環境づくりと定年退職した獣医師の再就職支援
- ・県や県獣医師会等のホームページ活用による求人・求職情報の提供

## 第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域に関する事項

- ・家保の所管区分ごとに、県央地域、県南地域、県北地域の3地域に区分

## 第4 業務連携を行う施設の内容及びその方針

- ・県と畜産関係者との連携、協力体制の構築等により防疫体制の確立を図る。
- ・診療施設間の連携・協力の下、機能の分担を図るほか、県の検査機器等の効率的な利用を促進する。

## 第5 技術研修並びに獣医療技術の向上に関する事項

### 産業動物・小動物分野

- 新規就業者を中心に研修
  - ・コミュニケーション能力の向上
  - ・関係法令、食品の安全への理解・醸成

### 公務員分野

- 国等主催の家畜衛生講習会への参加、知識・技術の普及
- 防疫演習・連絡会議開催

### 共通分野(生涯研修)

- 県獣医師会による研修会等の開催
  - ・新興感染症等に対する知見修得
  - ・獣医師倫理の醸成

## 第6 その他の獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

- ・行政分野では、地域獣医療のニーズ把握に努め、診療獣医師に対し関係法令の遵守の徹底を図る。
- ・県は、新規就業者等に対し、診療施設を整備する際の融資制度の活用を推進する。
- ・獣医師会は、飼育者の衛生意識の普及啓発、学校飼育動物の保健衛生指導、広報活動の充実を図る。